

病態栄養専門医更新 制度規則一部改定

第6章 専門医の更新の申請と認定方法

第12条

	専門医の更新を申請する者は、次の書類を委員会に提出する。 (1) 専門医更新申請書類一式 (本学会所定様式) ①申請書 ②更新単位計算書 ③専門医セミナー受講証 (指定講習) *受講1回必須 ④別紙更新細則に定めた論文、学会出席など更新単位取得を証明する書類 (2) 5年間に新たな栄養管理実施10症例 (本学会所定様式)
追加	2 3回目以後の更新においては症例報告を免除する

専門医新規申請条件の緩和 制度規則一部改定

第2章 専門医の申請条件

第4条

	専門医認定を申請する者は、次の条件を全て満たすことを要する。 (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識を備えていること。 (2) 申請時において継続3年以上本学会の会員であること。 (3) 申請時において内科や外科などの基幹学会の専門医または認定医の資格を有すること。 (4) 基幹学会の専門医または認定医を取得後、本学会が認定した専門医研修認定施設あるいは関連施設において2年以上の研修を受け、本学会所定の研修カリキュラムを修了して、当該施設で研修した栄養管理実施10症例を有すること。 (5) 本学会年次学術集会における発表、または本学会学会誌あるいはレフェリーのある関連学術誌に掲載された病態栄養学に関する論文のいずれか2編以上を有していること。ただし共同演者あるいは共著でもよい。 (6) 申請までに本委員会が指定する専門医セミナー (指定講習) を1回以上受講すること。 (7) 研修開始前に専門医研修開始申請書を専門医制度委員会宛に提出すること。
削除	
追加	2 学会指導医が常勤あるいは非常勤で存在しない認定施設・関連施設以外で研修したなど、前項の条件を満たさない場合は、専門医制度委員会で都度審議のうえ承認された場合は申請を認めることができる。

第5条

	専門医認定を申請する者は、次の書類を委員会に提出する。
	(1) 専門医認定申請書 (本会申請書類の所定様式)
	(2) 履歴書 (本会申請書類の所定様式)
	(3) 日本国医師免許証 (写)
	(4) 内科や外科などの基幹学会の専門医 (または認定医) 資格認定証 (写)
	(5) 研修終了証明書・指導医の証明を受けた栄養管理実施研修10症例記録
変更	(5) 認定施設・関連施設で研修した場合は指導医の証明を受けた栄養管理実施研修10症例記録を、認定施設・関連施設以外で研修した場合は病院長の証明を受けた栄養管理実施研修10症例記録 (本会申請書類の所定様式)
	①研修カリキュラムにおける主要14疾患のうち、以下の5疾患を必須とする。 1) 内分泌代謝疾患, 2) 呼吸器疾患, 3) 循環器疾患, 4) 腎疾患, 5) 消化器疾患
	②それ以外の5疾患は1)から14)のいずれでも可とする。
追加	(6) 認定施設・関連施設で研修した場合は指導医の証明を受けた研修修了証明書を、認定施設・関連施設以外で研修した場合は病院長の証明を受けた認定施設・関連施設外研修修了書を提出する
	(6) 病態栄養専門医研修カリキュラム修了証明書
変更	(7) 病態栄養専門医研修カリキュラム到達評価申告書 (本会申請書類の所定様式)
追加	※認定施設・関連施設以外で研修したものは指導医の評価欄は不記載
	(8) 第4条(5)に定める本学会発表抄録または論文 (写)
	(9) 専門医セミナー (指定講習) 受講証